

請願番号	請願第57-2号	受理年月日	平成26年11月5日
請願の件名	<p>勤務獣医師の人材確保対策等についての請願</p> <p><b>【要旨】</b> 勤務獣医師の人材確保対策等についての請願</p> <p><b>【理由】</b> 動物は、我々の生活を様々なかたちで豊かにしてくれるかけがえのない存在である。人の命が大切であるように動物の命に対しても感謝と畏敬の念を忘れず、その尊厳を守らなければならない。</p> <p>このような動物愛護の精神が、多くの先人の長年の努力にもかかわらず、未だに国民共通の理解として定着するまでには至っていない中、動物愛護管理法の一部を改正する法律が昨年9月1日施行された。動物をさらに大切にするため、新たに、人と動物の共生社会の実現を図ること、所有者の終生飼養の責務等が明記されるとともに、動物取扱業者に係る規制強化などが行われたものである。これにより、都道府県等の役割はさらに拡大し、改正法の的確な実施業務を担う獣医師の職責と業務量が増大している。</p> <p>一方、今日、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症や口蹄疫などの伝染病が国内外で発生し、その流行制御や食品の安全性確保を求める国民の声が格段の高まりを見せている。このような国民の期待に応えるべく、先般、日本医師会と日本獣医師会が人と動物、さらには環境の健康は深くひとつに繋がっており、連携・協働してその一体的増進に取り組むとする包括的協定が締結されたところであるが、家畜衛生及び公衆衛生の現場において、まさに水際の防疫措置や食品衛生行政の中核を担う獣医師の業務も、ますます高い専門能力と判断力が要求され、困難性を増している。</p> <p>このような中、獣医師はそれぞれの分野で高い専門性を駆使して職務を遂行しているが特に産業動物に従事する獣医師及び勤務獣医師は休日や夜間業務など不規則な勤務対応を余儀なくされることも多く就業希望者は少なく安定的な確保が困難となっており、獣医師が関与すべき業務に支障を来している。</p> <p>よって、国会及び政府に対して下記の事項について早急に意見書を提出されるよう要望する。</p>		

記

- ・ 産業動物診療獣医師の基盤となる家畜共済制度については、魅力ある診療体制の確立に向け、共済制度及び運営基盤の充実・強化を図ること。
- ・ 都道府県等が、動物愛護の推進、家畜衛生、公衆衛生等の責務を果たすため、独自に地方公務員獣医師の処遇改善に取り組むことができるよう、国は具体的な支援措置を講じること。

紹介議員

山下 博三 宮原 義久 渡辺 創

摘要